事 務 連 絡 令和2年5月26日

各都道府県消防防災主管課 東京消防 庁 御中

消防庁予防課

「消防用設備等点検アプリ」(試行版)のリーフレットの送付について

「「消防用設備等点検アプリ」(試行版)の運用開始について」(令和2年3月31日付け消防予第76号)により試行的な運用開始を通知した「消防用設備等点検アプリ」について、広報用リーフレットを作成しました。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知するとともに、下記により各消防本部への配布をお願いします。

記

1 配布方法について

当課から各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁に配送します。各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の消防本部(指定都市消防本部を含む。)へ配布願います。なお、各消防本部への配布部数については、各都道府県内の実情に応じて決定してください。

2 その他

リーフレットの電子データは、消防庁ホームページに掲載しますので、必要に応じ、ダウンロードして活用してください。

(URL: https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html)

消防庁予防課設備係

担当:田中、秋山 電話:03-5253-7523

〇リーフレット配送先及び配送部数について

No.	都道府県等	配送部数	No.	都道府県等	配送部数
1	北海道	2, 200	26	京都府	900
2	青森県	600	27	大阪府	2, 500
3	岩手県	600	28	兵庫県	1,600
4	宮城県	800	29	奈良県	400
5	秋田県	400	30	和歌山県	300
6	山形県	500	31	鳥取県	300
7	福島県	700	32	島根県	300
8	茨城県	1,000	33	岡山県	700
9	栃木県	700	34	広島県	1,000
10	群馬県	700	35	山口県	600
11	埼玉県	1,800	36	徳島県	300
12	千葉県	1,600	37	香川県	400
13	東京都	100	38	愛媛県	400
14	神奈川県	2,600	39	高知県	300
15	新潟県	900	40	福岡県	1,600
16	富山県	400	41	佐賀県	400
17	石川県	600	42	長崎県	400
18	福井県	400	43	熊本県	700
19	山梨県	400	44	大分県	500
20	長野県	1,000	45	宮崎県	400
21	岐阜県	800	46	鹿児島県	600
22	静岡県	1,600	47	沖縄県	500
23	愛知県	2, 900	48	東京消防庁	2, 900
24	三重県	700			
25	滋賀県	500			

○配送部数の算出方法について(参考)

下記により都道府県への配送部数を算出していますので、都道府県内の各消防本部等への配送部数を決定いただく際の参考としてください。

(都道府県への配送部数 **1)

= (当該都道府県内の各消防本部等管内の防火対象物数^{※2}の合計) (全国の防火対象物数^{※2}の合計)

- ※1 100部を基本単位とし、端数は切上げとする。
- ※2 消防法第17条の3の3の規定に基づき消防用設備等の点検を必要とする防火対象物(消防用設備等が違反により全く設置されていないものを含む。)で、延べ面積が1,000㎡未満のもののうち、特定一階段等防火対象物でないものの数(令和元年度防火対象物実態等調査第10表から算出)。



消防用設備等点検アプリ(試行版)をご利用いただけます

(令和2年3月31日配信開始)

点検報告の義務があります

建物の関係者(所有者、管理者など)は、法令に基づいて設置された 消火器などの消防用設備等について、定期的に点検を行い、報告する 義務があります。

点検を行う頻度

● 機器点検:6か月に1回

総合点検:1年に1回

消防署等へ報告する頻度

飲食店や宿泊施設など^{※1}:1年に1回

→ 共同住宅や事務所など※2:3年に1回



消防用設備等点検アプリ(試行版) 🚺 とは?

新たに配信を開始した消防用設備等点検アプリ(試行版)を ご利用いただくことで、消防用設備等の点検に関する資格がない 方でも、ご自身で点検と消防署等への報告書の作成を行うことが できます。

アプリで点検できる消防用設備等



□ 消火器

粉末などの消火剤を放出して、 初期火災を消火するための器具※3



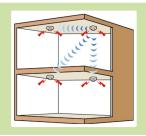
□非常警報器具

建物内の人々に、火災が発生した旨等を伝達する ための器具



☑ <u>誘導標識</u>

在館者を、避難口や 避難すべき方向に 誘導するための設備※4



□ 特定小規模施設用 自動火災報知設備

火災を感知し、在館者に 火災が発生したことを 報知するための設備※5

消防用設備等点検アプリ(試行版) のダウンロードはこちら

Android 端末を ご利用の方はこちら

Google Play



iOS 端末を ご利用の方はこちら

App Store





- ※1 劇場や集会場、遊技場、飲食店、店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設などの建物。または、そのテナントが入居している建物。(特定防火対象物)
- ※2 共同住宅、学校、工場、事務所などの建物。
- ※4 アプリで点検可能な誘導標識は、配線等の点検が不要のもの(蓄光式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く)に限る。
- ※5 アプリで点検可能な特定小規模施設用自動火災報知設備は、受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。



主な機能

消防用設備等点検アプリ

このページについて

点検前の初期設定

消防用設備等点検を実施する?

点検結果を印刷用に出力する?

手書きで点検結果報告書を作成する

前回の点検結果を修正する

操作ガイド

利用規約

設定

?

総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agenc

消防用設備等点検アプリ トップ画面

- ① はじめに、初期設定として、建物、 消防用設備等、点検者に関する 情報などを入力します。
- ② 初期設定の情報に基づき、点検の時期が近づくと、端末の通知機能によりお知らせします。
- ③ アプリ上の点検実施画面の案内に従って、各消防用設備等の設置状況などを例示したイラストを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを判断し、選択します。(点検の結果、不良箇所があれば、取替えなどが案内されます。)



初期設定画面



点検実施画面

④ 入力した内容が点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に反映され、PDFファイルが出力されます。 (端末のダウンロードフォルダに保存されます。)

届出までの流れ

建物の関係者

(所有者、管理者など)

- ① ダウンロード・初期設定
- ② 点検時期お知らせ機能
- ③ 画面に従って点検を実施
- ④ 法令様式に反映し、PDF出力



消防用設備等 点検アプリ



⑤ 出力されたPDFを印刷し、消防署等に 直接持参または郵送により届出





スマートフォンやタブレット端末をお持ちでない方へ

スマートフォンなどをお持ちでない場合や、本アプリを使用せずにパソコンや手書きで点検結果報告書を作成されたい場合は、 消防庁ホームページから報告書の様式(Microsoft Word又はPDF形式)をダウンロードいただくことで、ご自身で報告書の 作成を行うことができます。なお、消火器の点検を実施するに当たっては、**消火器点検パンフレット**もご参照ください。



消火器点検パンフレット

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_04_shoukaki_pamphlet.pdf



点検結果報告書等(消防庁HP)

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-1.html